

## 「自然再生基本方針」の見直しに向けた

### 関係者からの意見

自然再生基本方針の見直しに向け、令和5年10月から11月にかけて、以下①～③のような自然再生に関わりが深い方々と意見交換を行った。開催結果は次ページ以降のとおり。

- ①自然再生協議会（法定協議会）
- ②自然再生事業実施者等（法定外協議会等）
- ③環境NGO等の団体

## 「自然再生基本方針」の見直しに向けた意見交換会 議事概要 (自然再生協議会ヒアリング)

日時：令和5年11月8日(水) 10:40～12:10

場所：オンライン会議(配信拠点：阿蘇草原保全活動センター草原学習館)

※令和5年度自然再生協議会全国会議における議題の1つとして実施

出席者：

(法定協議会) 20団体 ※他、法定外協議会2団体、専門家4名

(関係省庁) 環境省、国土交通省

(事務局) アジア航測株式会社(全国会議)  
株式会社一成(意見交換)

### 【議題：「自然再生基本方針」の見直しに受けた意見交換】

資料を用いて、自然再生基本方針について事務局から説明があった。自然再生事業実施者等による主な質疑応答は次のとおり。

#### <再生可能エネルギーについて>

- 気候変動対策として、太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーが推進されているが、基本方針の見直しに当たっては、再生可能エネルギーを設置するときのゾーニングの設定や詳細な環境アセスメントを行う等、考慮していくということを盛り込んでほしい。また、今進めている再生可能エネルギーが本当に脱炭素に貢献しているのか調査を行っていくということを盛り込んでいただきたい。
  - 自然再生事業を行う一番コアな敷地の隣に、太陽光パネルの計画が始まっている。反対の意見書が集まったが、地域住民に対しての説明会も開かれていない。業者は、地方環境事務所に問い合わせを行い、協議会が開発地のすぐ隣にあると聞いていたが、工事をするということについて、法律的には問題がないため許可されたようである。問題としては、地方環境事務所と協議会の連携が取れていないことである。今後、他の実践地や地域で起こらないように、基本方針にて、開発という話が環境省にきた時点で、協議会にも話を共有するような取り決めに関わることを決めていただけたらと思う。
  - 私の関連している小笠原でも太陽光パネルの問題があり、科学委員会を通して一旦止めた。再生可能エネルギーに反対ではないため、お互いに納得できるところを今目指して話し合っているところである。ぜひとも、環境省にそのような話が来たら、一旦止めるぐらいのことをご検討いただきたい。
- ⇒ 再生可能エネルギーの促進と生物多様性の保全の折り合いは重要なテーマである。ゾーニングの重要性を含め、次期環境基本計画でも検討を進めているが、基本方針にも何らかのポイントとして組み込む必要があると考えている。
- 再生可能エネルギーに関しては、環境影響評価法が関連している。環境省において整備されているEADAS(イーダス)にこの自然再生協議会の活動エリアを図面等で載せていくことが必須ではないか。扱う法律は、再生可能エネルギーと自然再生で異なるが、目指しているところは多分同じところを向いているはずであるため、2つの法律を超えて、情報を共有し

ていく必要がある。

- 環境省が選定されている重要里地里山や重要湿地、農林水産省が選定するため池百選等、生物多様性の保全上重要な場所を選定している。行政として選定したからには、きちんと図面化して共有し、開発や保全活動に有効に活かせるようにしていかないと、選定した意味がなくなる。
- ⇒ 重要湿地や重要里地里山等についても問題が起きているところもある。その背景として、どこが重要湿地なのかわからない等といったこともあると思う。希少種保護の観点から区域の公表方法については議論もあり、そういった議論も踏まえながら、情報共有の方法等について検討はしていきたい。

#### <情報共有について>

- 何か起きたときにどこに相談したら良いのかわからない。さらに、他協議会で行われていて、参考になるような事例があっても聞く術がない。各協議会と所管される省庁と意見交換等ができればと思う。例えば、今回の基本方針の見直しについても、事前に各協議会の構成メンバーだけがみられるようなサイトで公開してもらえれば、具体的な話ができるのではないかな。
- 相談できる環境省の職員がいると非常に心強い。もちろん環境省だけが所管・推進しているわけではないが、この協議会ならどの事務所の誰に相談したらよいかといった関係が、切れ目なく担当者が変わっても続くとよい。
- ⇒ メーリングリストを作り、資料や情報の共有等ができるよう、メーリングリストを用意していきたい。

#### <自然再生推進法の推進について>

- 事前アンケート結果では、自然という資産を生かしたブランディングや商品開発のニーズも高まっていた。自然再生事業を回すためにどうお金を獲得するか。自然再生協議会の中でも、生き物の専門家だけではなく、そのようなニーズを持った人が自然を生かした商品作りや価値の創出をしたいときに相談できる有識者がいると、自然再生協議会の継続性に関わってくると考える。
- 自然再生推進法が施行されてから20年が経過し、本法がどういう役割を果たしたか、振り返ってみてもいいと思う。基本方針では、地球規模で取り組まないといけない課題も増えている。全国的に見て、協議会の役割のようなものをみんなで受け止める中で、協議会の仕組みというのは意義があると宣伝していかないと、法定協議会という形での広がり、今後難しいのではないかな。さらに、協議会という仕組みの中で、30by30や自然共生サイト等の他の仕組みとどう関係しながら、有効に展開していくかを戦略的に作り出していくと難しい時期にきている。いろいろな仕組みを組み合わせるような取組みを、より有効なものとして上手くまとめていくような仕組みを作りたい。自然再生推進法を次のステップに進めるためには、その柔軟さとこれまでの成果を、みんなで確認していく時期にきている。
- 法定協議会数は27とのことだが、非常に少ないと思う。私見であるが、法定協議会になることのメリットがあまり感じられないということだと思ふ。法定協議会だという認証制度のような、何か誇りを持てるようなところができるのではないかな。そのような点について、3省でもう一度考えていただきたい。
- ⇒ 協議会を100箇所を増やしていくというよりは、地域の将来についてビジョンを共有し、しっかりと話し合いながら取り組んでいただける、皆さんの仲間となるような協議会を丁寧

に増やしていきたいという思いがある。自然再生推進法の大きなメリットの一つは、全国的にも権威の先生方に全国会議や現地視察の場で助言をいただけることと考えている。このような枠組み等も含め、20年間の取組みを振り返りつつ、新しい基本方針を検討していけたらと考えている。

- 自然再生推進法は、元々シンプルなものですが自然再生とは過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としており、非常にわかりやすかったが、基本方針が変わる度にいろいろなことが盛り込まれた。当協議会は生物多様性保全のために全体構想や事業実施計画を作り、その後に基本方針が変わったため取り組めない。全体構想や事業実施計画は短時間で作り直すものでもないと思うため、基本方針の見直しをあまりしてほしくない。
- ⇒ 基本方針の記載内容については、その時々時代の潮流等を組み込みながら、各協議会の活動の進め方等の参考にもなるような事項を記載している。それら全てに取り組みなければいけないということではなく、ご理解いただきたい。
- 環境省の自然環境行政の中でも、自然再生推進法でしか出来ないことがあると感じるため、そういうところにフォーカスをあててはどうか。本法の中で、どういう生態系に、特に着目していけばいいのか、整理されても良いのではないかと感じた。今後の進め方について、本法だけでは課題の解決は難しい。やはり地域になると、阿蘇の場合は、畜産の振興になるため、農林水産省との連携が不可欠と思う。各省連携が必要になってこようかと思う。どういうところに重点をおいて、今後本法を運用していくのかということを決められた上で、OECMのツールや外来種の交付金等、本法に限らず一緒にできることを各省で連携し、いくつかモデル的な成功事例を作ってはどうか。自然再生の究極的な目的としては、協議会を解散して自然環境が復元された状態と思うため、卒業させるような成功事例を作っていくことを目指されてはどうか。
- 畜産業の衰退が基本的なところにある。産業の部分を活かすということも基本的なことに繋がるかと思った。
- 私たちは生態系の劣化を食い止められない状況である。皆様の力を借りながら進めていかなければいけないという中で、どういう仕組みを作っていくかというところは、自然再生推進法を作った20年前とだいぶ変わってきている。ここで一度大きく振り返って、見直しをしてもいいのかなと思う。阿蘇でも、別のいろいろな枠組みのネットワークがあり、複雑になっている。自然再生協議会でなくてはできないこととは何かというところに、もう一度立ち戻るといいと思う。
- 自然再生は人それぞれ捉え方が違い、一般の方々は理解しにくいところもある。一般や企業も含めて取り組むためには、いろいろな選択肢のところから入ってこれるような仕組みを作っていくことが大切だと思う。そのために、産業や経済、健康、癒し、脱炭素、地下水等、自分が興味もてる枝葉から、最終的に自然再生というところに到着する仕組みができれば、素晴らしいものになると思う。
- 自然も社会もダイナミックにこれからも変化していくものである。法定協議会のメリットとしては、立場の違う人たちが、話合う場、情報交換する場として重要な意味を持つと思う。地域が抱えている問題、地域の自然が抱えている問題も様々であるため、自然再生しようと

している人の思いも様々である。1つのモデルに沿って努力しなければならないというよりは、思いや踏まえなければならないことを踏まえつつ、小さな取組みから地域全体を巻き込む取組みまで意義がある。また、法定協議会は、国として認めたフォーマルな協議会であるため、参加しやすいというメリットがある。企業と一緒に活動を進められれば、労力や寄付をくれる可能性もある。自然の劣化のあり方も様々で、それを是正していくことと維持管理が重要になる。維持管理は自然対象だけではなく、自然環境学習が重視されているように、社会的な面も考えながら、良い状態を維持するという内容に入る。個人がカバーできる範囲はそれほど大きくないが、教育面でいろいろな経験をもって、様々な立場で仕事をしている人たちが集まることによって、文殊の知恵となり、それが地域にとって、よりよい活動に発展していくという形が作れるのではないかと思う。

#### <令和元年度（前回見直し）以降の協議会メンバーや参加者等の意識や行動の変化について>

- 協議会のメンバーから脱炭素について、会議でも耳にすることが増えた。干潟や湾等の海域を主なフィールドにしているため、ブルーカーボンについて新しくワーキンググループを設立して、Jブルークレジット化を目指して動き始めたところである。他の成功されている自治体や地域等を踏まえて進めていきたい。
- 市内の小中学校に募集をかけた生き物クラブがあり、NPOが月ごとにプログラムを提供している。子どもだけではなく、その親も行動が変わってきており、NPOの活動に親が参加するようになってきている。子どもたちは、専門プログラムを小学校4年生以上でやっているが、外部に派遣したり、モニタリング調査に参加したりすることによって、意識が変わっており、環境系の大学に進んだり、ユースの集まりを自ら立ち上げようという動きがあったりする。

#### <自然環境学習を強化するために必要なことについて>

- 小学生は環境学習をするとすごく反応が良く、楽しんで帰ってくれる。一方、中高生くらいになると興味は薄い。中高生にどうやって関わってもらおうか、小学生もその時だけ楽しいと帰ってくれるが、どのように今後の行動に繋がっていくかといったところは図れていない。そういうのが要素として入ってくると、より持続的な活動という考えたときにいいと思う。
- 市と地元NPO法人が民泊プロジェクトを行っている。定期的に、県外等の他地域の主に中高生が民泊している。当協議会の前身となっている寺院にて、中高生の受け入れを行っており、民泊してもらおう中で、協議会の行っている活動等をレクチャーしている。あまり関心がないという子もいる。小学生は、自然観察会を開くと集まってくれるが、学校はカリキュラムが決まっているため、協議会単体だけでは受け入れにくいという実情があり難しかった。行政も地元で民泊に協力してくれる農家等が減っていて困っていた実情があったため、行政と協力体制を築き、上手くいった。
- 地元の高校が淡水魚の水族館を学校の中に持っている。その高校生が、出張の水族館を現場にて行い、小学生に説明してもらっている。自然再生の取り組みをアピールする意味でも、私どもだけではPR不足のため、高校生の出張の水族館は大きな役割を担っていただいている。大人の学習会については、一昨年から、長年支援いただいている地元企業の新人研修として、自然再生の場で取り組んでいただいている。
- 市内の小中学校に募集をかけた生き物クラブがあり、NPOが月ごとにプログラムを提供している。その事務局を市が行うことにより、市内のいろいろな団体が活動している情報が各家庭に届くのとあわせて参加してもらうことで、活動している団体の将来を担っていく人材

になればいいと思う。スポーツ少年団に入ってしまうとなかなか環境学習に参加しなくなる。できるだけ、小学1～2年生の時に参加してもらい、そこから続けてもらえるような努力をしている。年齢に合わせた興味を引き出すようなプログラムをしている。

- 地域の学生に協力していくことも重要視しているが、修学旅行のニーズもうまく取り入れたい。活動地が国立公園内のため、利用時に申請が必要であるが、許認可がスムーズに行えると事務負担が減ってありがたい。また、市有林での取組みで、修学旅行客からお金を取りにくい。しかし、持続的に収益をあげてかないと、活動を継続できないため、自然再生を継続的に行い、その事業性を確保して、組織の人材を育てていくという意味でも、行政の土地で自然再生を行うにあたって、例外的に、有料ツアーにてある程度お金をもらっても良いというような、地元行政の理解が得やすいと活動が継続しやすくなる。

以上

## 「自然再生基本方針」の見直しに向けた意見交換会 議事概要 (自然再生事業実施者等ヒアリング)

日時：令和5年10月30日（月） 14:00～16:00／令和5年11月2日（木） 10:00～12:00

場所：オンライン会議

出席者：

(自然再生事業実施者等) 7団体  
(関係省庁) 環境省  
(事務局) 株式会社一成

### 【議題：「自然再生基本方針」の見直しに受けた意見交換】

資料を用いて、自然再生基本方針（以下「基本方針」という。）の見直しについて事務局から説明があった。自然再生事業実施者等による主な意見は次のとおり。

#### <自然再生推進法・基本方針について>

- 自然再生推進法は聞いたことがあるが、法定協議会を設立し自然再生を進めるといった具体的なことは知らなかった。実際に、法定協議会を設立する場合は、どのような動きとなるか。
- ⇒ 本法のメリットは、国と地方公共団体が必ず協議会に参加することや、事業実施時に、学識経験者から助言をしてもらえること等がある。一方、デメリットとして、法定協議会を設立・運営するためにはそれなりのコストがかかることが挙げられる。貴団体では既に行政等と連携して円滑な取組ができていると考えられるため、必ずしも本法に基づく法定協議会に拘る必要はないと考える。現在は様々な法律や補助金もあるため、それらの状況も踏まえ、地域にとって使い勝手の良い方法を選んで取り組んで頂くのがよいと考える。
- ⇒ 法定協議会化を検討される際は、「自然再生全体構想作成の手引き」という資料を参考とされたい。

#### <市民・企業等への普及啓発について>

- 市民も企業もほとんど関心がない。所有者が取り組まないといけないということは、ほぼ誰も知らない。その認識を変えない限りは、市民も企業も難しいと思う。
- 市民がなぜ私たちの仕事なのか、ボトムアップが必要なのかという周知が、1つのNPOでは難しい。
- みんなごとにしていくには、多くの人にこの状態を知っていただく必要がある。未来に自然を作るために、皆が参加できる協議会のような仕組みづくりが必要である。
- 正しい自然を、定義も評価もできないため、自然は何であるかを説明できず難しい。どのような状態がいいというのは言えない。
- なぜボトムアップなのか、なぜ税金が使われないのか、なぜ法律がこれしかないのかということを含めて、多くの人を知ることになれば、市民や企業が自分たちの自然観の問題なんだということに初めて気づくのではないか。そういった点を自然再生推進法や自然再生基本方針に入れてほしい。私たちが賛同者を集めるにも、説明ができずネックになっている。

#### <行政とのやり取りにおける課題について>

- 自然再生推進法により、ボトムアップで地域から自治体に希望が来た場合、できる限り参画するよう、環境省等が積極的にアピールをしていただけるとよい。ボトムアップがなぜ必要か、環境省等にて自然再生に対して予算がつかないのはなぜかということも含めて、自然再生推進法や見直しを行う自然再生基本方針にて、はっきりと記載されていれば納得すると思う。
- ひとつでも多くの団体に関わってもらいながら、インフルエンサーのような省があれば、そこから発信してもらうなど、一番効率的な方法を探してもらいたい。ボトムアップで取り組む私たちは、一人ずつでも、着実に仲間を増やしていくという方法以外はない。
- 自然再生推進法は3省で共管していても、環境省の担当だろうと思いき、自然保護の担当を伺うが、林業の担当ではないかと言われる。実際の現場は、森林林業課が担当だったり、国土交通省の担当だったりするため、どこの省庁にも積極的に関わってもらえればもっと動きやすい。
- 活動しやすくなるためには、広報が重要と思う。自然再生推進法には3省が関係しているとのことだったが、ここに文部科学省や経済産業省が関わることはできないか。企業は、経済産業省の方針に注目した上で、会社の方針を決めることもあると思うため、他省庁も可能であれば関わる体制があれば、より多くの方に広報できるのではないかと思う。  
⇒ 文部科学省については会議に招いている状況である。
- 市町村から広報してもらうような仕組みがあれば良い。自然再生推進法に関連してボトムアップで上がってきたときには、皆で協力する体制がある、もしくは色々なところが協力して行うという広報を、市町村が実施できる予算があるとよい。

#### <団体①の取組状況（主な活動フィールド：農業用ため池）>

- 自然再生に特化した活動はしておらず、地域作りの一環として、ため池の保全に取り組んでいる。
- 課題としては、農家の減少や上流からのゴミの流入等があり、農家のみの維持管理が困難となっている。また、保全活動に懸命に取り組む代表の方がいればいるほど、次の代表を務める方が難しくなっている。農家だけでなく、事務局も世代交代が課題となっている。
- 取組みとしては、まず興味を持ってもらうことに重きをおいている。ため池に足を運んでもらうため、クリーンキャンペーン（ゴミ拾い）や能舞台、ウエディングを実施するほか、漁業関係者との連携も行う。

#### <団体②の取組状況（主な活動フィールド：農地及びその周辺）>

- アベサンショウウオの生息が確認されたことをきっかけに、活動団体を立ち上げた。当初は学識経験者と地元自治体を交えて、年に数回、生息域の整備を続けたが、単独では活動できないため、取組みをPRした結果、日本ユネスコ協会や企業からの応援をいただくことができ、活動を続けている。
- 活動団体立ち上げのきっかけはアベサンショウウオだったが、地域にコウノトリが飛来したことをきっかけに、徐々にコウノトリをシンボルとした活動に移行した。

- 取組みの一つとして、一般市民から参加者を募った、完全無農薬・有機肥料で米づくりを行う「田んぼファンクラブ」を通年で実施している。田んぼの近くにはコウノトリが営巣する人工巣塔もある。この取組みは、日本ユネスコ協会の「プロジェクト未来遺産」として登録されている。活動団体だけでなく、日本ユネスコ協会や行政のサポートを得て活動をしているが、若い人材がおらず、後継者不足が課題である。

#### <団体③の取組状況（主な活動フィールド：潟湖及びその周辺）>

- 活動地は干拓事業が行われ、ため池として農業用水に使うために淡水化が進められた湖である。現在も海水は入っていない。
- クリーン作戦（ゴミ拾い）は、企業や民間、自治体等、多様な団体に参加いただき、資金を地元企業からの寄付にて、運営している。企業にとっては、寄付により社会貢献の業績になるため、互いにメリットがある。
- 活動地ではレジャースポーツが増えており、湖面利用者の事故が懸念されたため、様々な利害関係者とともに、別途、協議会を作り、自然を守ることを共通目標とする自主的な利用ルールを作成した。
- これまでは潟湖で取り組んでいたが、流域における問題も多くなっているため、上流域との協力も必要と考え、流域も対象とした協議会の設立を目指している。

#### <団体④の取組状況（主な活動フィールド：高原）>

- 活動地は国定公園内のため、協議会立ち上げ時は、自然公園法における公園管理団体が事務局を行うことも検討したが運営できる場所がなく、行政が事務局をしている。活動地の土地所有者や管理者は、高齢化により活動が難しい。事務局も人員削減されているが、保全作業等の全ての活動の下準備をしている状況である。
- 課題は、財源・人員の確保である。現在の財源は、補助金や助成金、寄付金等であるが、持続可能ではない。活動地の恩恵を受けて事業をしている牧野や地権者の協力を得るため、調整をしているところである。また、人員については、事務局も含め、非常に厳しい状況である。ニホンジカによる食害も問題となっており、対策のための財源・人員等が必要である。
- また、事務局を務める行政は、異動がある。担当者により事業に対する姿勢が変わるため、地元主体で活動できる形作りをしたい。
- 天然記念物の湿原内へのドローンの落下や騒音が問題となり、令和元年度にドローンのガイドラインを全国に先駆けて作った。

#### <団体⑤の取組状況（主な活動フィールド：干潟）>

- 活動地域では、自然再生や環境保全、SDGsに関してもまだまだ意識が低い。そのため、干潟の再生やゴミ拾いを地元住民と始めたほか、大学と協力した調査研究、エコツアー・観察会を実施した。興味のない人にも裾野を広げるため、学校教育も行う。車椅子や義手義足の人も遊べるよう、海岸全体のユニバーサルデザイン化を進めるための事業を行う。
- 活動は、地域住民の意見から始まり、地域課題解決のため、大学の先生や地元の有識者と繋がっていくことで、行政にも協力して頂けるようになった。活動者がいなくなったあとも荒れることのないように法的な枠組みに入れようと考え、ラムサール条約湿地やジオパーク、国立公園・国定公園・県立公園等、様々な枠組みを探した。
- 課題は、自然再生活動や自然環境が残っていることで自分たちの生活も豊かになり、持続

可能な未来に繋がるということを知った上で、一緒に活動して下さる企業や行政をもっと増やして行くことである。また、会社を維持するため、人件費を含め、資金確保を行う。

#### <団体⑥の取組状況（主な活動フィールド：山林）>

- 活動地は、国定公園と県立自然公園が位置する4万haを対象としており、都心の市街地に近く、ツキノワグマ等が生息する山も含む、非常に大きい地域である。
- 課題は、高度な人材の確保・育成である。資金については、現状、県の超過課税で運営しているが、将来的には税がなくなるため課題となる。また、ニホンジカによる影響も問題である。
- 自然再生を進める際には、自然環境の総合診断と処方箋を示すため、市民や専門家を含め400人以上が集まり、調査を行った。400人もの人材が集まった理由としては、元々街中に山があるため、様々な市民が従来から関心を持っていたからだと感じている。都心に近いため、活動団体や興味のある方も多く、ボランティア等は多数参加がある状況である。
- ニホンジカやブナ林の問題等について、全国的に見ても進んでいるため、科学的調査結果を元に自分たちで解釈し、取組みを検討しなくてはいけない。自然再生の内容が高度化しており、高度な人材を求めている状況である。

#### <団体⑦の取組状況（主な活動フィールド：山林）>

- 森林再生においては、針葉樹林から広葉樹林への誘導を行う。種子を採取し、育苗、植栽、維持管理するだけでなく、多様な市民に、自然との関係性を感じてもらふこと、その中で活動してもらふことで、心の安らぎや未来へ残す自然作りに関わることで得られる満足感と森に接することで多様な精神的便益を得ることも目指している。
- 自然の広葉樹林を作るためには、たくさんの苗が必要となるため、育苗のノウハウつくるところから考え、どこに何を植えるか等は大学の研究者に参加してもらいながら、情報を共有し、取り組んでいる。
- 育苗の管理については、地元の障害福祉施設に、仕事として依頼している。種子採取に関してもフリースクールの子どもたちと行う。育苗に関するノウハウは、蓄積・公表することで、他の自然再生活動者等が役に立てただけことを期待している。
- この取組みによって、雇用を生み出したり、ハンディを持った人も参加できたり、企業の人にとって精神的な問題も改善できたりするなど、町のうるおいの側面もこの森林再生の中に位置づけている。
- ツキノワグマの保護・保全を行う方や、海のゴミの集めているビーチクリーニングをやっている方と話す機会があった。課題解決を1つの団体で担うのではなく、多くの団体との連携をしながら、様々な団体が力を合わせていけるような仕組みを、この自然再生協議会という形でできたらいいと思う。

以上

## 「自然再生基本方針」の見直しに向けた意見交換会 議事概要 (環境NGO等の団体ヒアリング)

日時：令和5年11月1日(水) 10:00～12:00

場所：オンライン会議

出席者：

(NGO等の環境団体)	公益財団法人日本自然保護協会 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 公益財団法人日本野鳥の会 公益財団法人日本生態系協会 一般社団法人自然環境共生技術協会
(関係省庁)	環境省、農林水産省、国土交通省
(事務局)	株式会社一成

### 【議題：「自然再生基本方針」の見直しに受けた意見交換】

資料を用いて、自然再生基本方針（以下「基本方針」という。）の見直しについて事務局から説明があった。NGO等の環境団体による主な意見は次のとおり。

#### <全般的な内容について>

- 基本方針のコンセプトの部分に、NbSやグリーンインフラ等を関連させ、基本的には生物多様性保全単独だけではなく、社会課題や気候変動適応を含めてしていくことを明記したほうが良い。
  
- 生物多様性国家戦略2023-2030（以下「国家戦略」という。）の「自然再生の推進」の項目で、事業の目標が掲げられているが目標値が低い印象である。また国としても自然再生の実行計画を策定することを基本方針に盛り込むことが大事であると考え。3省がそれぞれ単独の予算や法制度の枠内でできることも多いと考える。
- 国土の30%を持続可能な状態にするためには、土地利用や一次産業が重要である。例えば、国土強靱化に関する補助金や多面的機能交付金など、今の予算と事業の枠内でも主目的は防災減災や有機農業の促進あるが、結果的にその場のネイチャーが上がり自然再生に繋がっていくという事業を増加させることが国としてもっとできるように思う。
  - ⇒ 農林水産省では、みどりの食料システム戦略に基づいて、環境負荷低減の取組みを進めており、生物多様性に貢献できればと考えている。
  - ⇒ 国土交通省では、グリーンインフラを進めているが、生物多様性に資することまでは結びついていない方も多。広く周知し、グリーンインフラに取り組むことによって、生物多様性やネイチャーポジティブに貢献したい。
  
- 法定協議会にとって、いきなり国家戦略に関連させることはハードルが高い場合がある。法定協議会の地域における生物多様性地域戦略に貢献することで、結果的に国家戦略に貢献しているというストーリーで示すと良い。

- 数値的な部分も含めた目標を明記し、そこに各事業がどう貢献するのか、また貢献したのかを評価し、成果をフィールドバックすることを、全般に係る方針として、明記すべき。また、自然再生事業の取組箇所面積だけでなく、内容も評価すべき。
- 自然共生サイトとの関連もあり、企業が主体になる法定協議会が出てくるかもしれないため、課題として基本方針に記載してはどうか。法定化における要件として、構成するメンバーに有識者が必要だが、自然再生専門家会議における有識者との具体的な役割の違いについて整理したほうが良い。
- ⇒ 自然再生推進法における有識者の役割としては、各地域の自然再生全体構想や事業実施計画に関して、自然再生専門家会議や現地視察の場にて助言いただくことだと考えている。自然共生サイトが関連する新しい法律の動きがあるが、地域の方々と100年先の将来を見据えてしっかり考えていきたいというところは、自然再生推進法の枠組みで取り組むべきところだと考えている。
- 30by30目標の達成に向けて民間の取組みは重要であるが、まずは行政が土地を取得することが重要である。基本方針5「その他自然再生の推進に関する重要事項」の国や地方公共団体の役割に、保全上重要な土地を取得することも位置づけて頂けると良い。

#### <小さな自然再生について>

- 小さな自然再生に注目しなければ、自然再生地の数も面積も増えない。現行の基本方針の内容は良いが、事業開始前の科学的評価が重視されているなど現場が取り組むにはハードルが高い。取っ掛かりやすさを最重視し、敷居を下げ、全体を再設計したほうが良い。
- 身近で小規模な自然が失われている現状への対応を検討する必要がある。例えば、自治会や学校の規模における自然再生事業を促進できるような仕組みを考慮すべき。ただし、小さな団体が増えるとマネジメントが必要になるため、国にリーダーシップをとってもらふ必要がある。
- 家庭や企業の敷地、校庭、園庭でのビオトープづくりも重要である。
- 原始的な自然再生ができる場所のごく限られている。身近な自然再生についてももう少し強調してもよい。小さな試みを全体に広げていくことは、法定協議会のあり方かもしれないと感じるため、新たな法定協議会の形態として検討いただきたい。
- ⇒ 小さな自然再生について、自然再生推進法という枠組みの中でどう推進できるか悩んできた経緯もある。新しい法律では、自然共生サイトと劣化した生態系を回復させる活動を含めて、国が認定するスキームも検討中である。小さな自然再生は、新しい法律でカバーする方が良いようにも感じている。自然再生推進法と新しい法律とで、適宜使い分けをして、よりきめ細やかな形で国土全体の自然再生が進むようなことも考えていきたい。

#### <資金・人材等に関する課題について>

- 現場からは、予算執行が可能になる時期が遅く、春先の活動がしにくいという声があるため、何か検討いただけると良い。
- 法定協議会の課題として挙がっていた資金不足に対しては、民間助成金の例や3省の関連する交付金をまとめたパンフレットがあるため、活用いただきたい。
- J-クレジット等の様々な施策と関連させることで、様々なファンドを得やすくなるだけで

なく、活動に多様性を持たせることで、様々な主体に入っていただくことができ、広い視野で多様な活動できるようになると思う。

- 企業や地方銀行の協力を得ることが重要であると考え、他事業やビジネスと結びつくメリットをもたらすような観点の取りまとめと促進が大事だと考える。これにより、地域のみならず縛られない企業や外部ネットワークを活用することができ、情報交流や普及に期待ができる。
- 自然再生推進法成立時から、ほぼ担い手のメンバーが変わらない協議会がある。自然再生は、人の再生でもあり、自然再生の先に何があるかを考える必要がある。自然環境を再生しても、経済活動をする担い手がおらず、技術も失われる。基本方針にどう組み込むかは難しいが、課題として一文、もしくは事例集等に入れて頂けると良い。担い手に関する問題は、地域循環共生圏や伝統的な食文化等の項目に関連するが、再生する意味、利用する技術の継承について、もう少し強調してもよい。
- ⇒ 民間の資金や人材、ノウハウ、技術等を自然再生や生物多様性の保全が必要な場所に、いかに呼び込めるかが重要と考えており、そのツールになり得るのが、自然共生サイトや劣化地の再生に向けた活動であると感じているため、工夫していきたい。
  
- 行政主体の法定協議会は、これから難しい時代を迎えると感じる。民間企業等の多様な主体が入り、そこに自治体も加わり、利害調整できる場を作るように強調してほしい。最近では、協議会に商工会議所や銀行が参加しているところもあり、環境が儲かるといった意識改革が進んでいる。
- 法定協議会の設立・運営において、自治体の協力は必須である。民間のNPO法人や企業が、協議会の事務局となり、主導できる枠組みに変える必要がある。自治体の役割としては、生物多様性地域戦略や総合計画との整合をとることだけでなく、企業版ふるさと納税やグリーンボンド、インパクト投資等の資金確保の面も担えると考え。
- ⇒ 現状、自治体はの参画がネックになっているところもあろうかと思うが、自然再生推進法上、事務局は民間団体でも問題なく、NPO法人が発意して、事務局をしている協議会もある。そのような現状も踏まえて、各主体の役割をどうするか検討していきたい。
  
- クラウドファンディングは、マーケティングの要素が強いため、スタートアップには有効である。
- 息長く運用するには、都道府県が出している助成金等を活用することが重要である。林業の助成金は、生物多様性の観点が入っていないことも多いため、自然再生との連携には弱い要素があるが、自然再生の目的と事業内容を組み込むことができれば、自然再生事業の一環として実施するチャンスが広がる。
- ⇒ クラウドファンディングはスタートアップに向いていることが理解できた。生物多様性保全推進支援事業もスタートアップに活用されるものである。一方で支援期間は長くても3年という制約もあるので、恒久的に予算を調達していく方策として、別途、事例集等で示したい。
  
- 別のファンディングの仕組みを、国としても積極的に開拓する必要がある。自然再生では使われていないが、J-クレジット等の有効な資金調達方法を普及していくのが効果的ではないか。お金が動けば、有給職員ができて、担い手不足の解消にも繋がるように思う。

- 民間が運営する協議会で、継続雇用している事例が2件ある。1件は、多方面から寄付を募り雇用している事例で、もう1件は宗教法人が樹木葬をしている場所で墓守として雇用している事例である。後者は安定的な収入で雇用に繋がっているが、前者は綱渡りの状態だと聞いている。また、物販により協議会まわしているところもある。
- ⇒ 資金が確保できれば、人が雇え、担い手ができるというのは、非常に説得力があった。資源を循環させ、地域で仕事を作り、自然再生サイトや自然再生事業地をコアとして伴走支援もしながら、各地でモデルを作っていくことが重要と思う。
- 自治体でゼロカーボン化が進んでおり、二酸化炭素の売買により利益が出ているところもある。自治体の事情や考え方は様々であるが、このような取組みとも連携するとよいと思う。
- 活動するボランティアは世代交代ができておらず、自然保護をボランティアで維持するには限界がある。背景として、若い人の非正規雇用が増えていること、新規の退職雇用人口が増えていること、退職の上限年齢があがっていること等の構造があり、ボランティア人口が減少している。
- 一次産業や防災等、自治体が人や予算を回さざるを得ない必要な事業の一要素として、上手く重ねていくことも重要である。上手く組み合わせることができれば、自然保護や自然再生を単体で進めるよりも、より効果的にリソースをつぎ込める可能性が増える。他のニーズや事業と関連させ、資金や人手がまわる仕組みをどう作るかが重要と思う。

#### <自然共生サイトについて>

- 自然共生サイトに、自然再生事業地を全部登録したほうがよい。
- 自然共生サイトに、法定協議会は全て参加されるよう、ぜひ進められたら良い。特に、法定協議会にとっては、認定されることが大きなインセンティブになる。
- ⇒ 法定協議会について、自然共生サイトを目指すべきとの意見に賛同する。モチベーションの向上にも繋がると考える。

#### <基本方針の普及等について>

- 法定協議会から現在の基本方針に対して分かりづらいという意見があるが、基本方針として、あまり分かりやすさを求めない方がよい。分かりやすくするためには、別途パンフレットや事例集等の普及啓発用のツールを作るとよい。
- 基本方針自体の内容が長く読みにくい等といった意見も法定協議会からあったが、基本方針はきちんとしたものを作る必要がある。具体的な推進や手続き方法、今後可能性のある取組みやアイデア等は、マニュアルやウェブサイトで取りまとめる。
- 基本方針は、法律に基づくものであるためしっかりと作ったうえで、解説付きの事例集のようなものが必要であると考えます。
- 基本方針には、企業等も含め主体は多様であることを記載し、具体的な内容については事例集やマニュアルで別途整理するとよい。
- 多くの制度が乱立しているが、少なくとも自然共生サイトに係る仕組みや自然再生推進法、生物多様性地域連携促進法、エコツーリズム推進法については整理する必要があると考える。

以上